

財産評価基本通達上の「株式保有特定会社」の当否判定の留意点

1. はじめに

非上場株式の相続税法上の評価を定める財産評価基本通達の189は、評価対象株式の発行会社の類型の一つとして「株式保有特定会社」を定めています。「株式保有特定会社」とは、課税時期において評価会社の有する各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める株式及び出資の価額の合計額の割合が50%以上である評価会社です(同通達189(2))。

相続等で株式保有特定会社の株式を取得する者は、それに当たれば、同通達178が定める会社の規模(大・中・小)に応じて類似業種比準価額方式又はそれと純資産価額方式との併用による評価によらず、同族株主以外の株主等(同通達188)に該当しない限り、原則として純資産価額方式でその評価を行うことが求められます(同通達189-3)。その結果、株式保有特定会社の株式の評価額は高くなる傾向にあります。

2. 株式保有特定会社の該当回避とその歯止め策

そこで、現状「株式保有特定会社」に当たる会社の株式の相続や贈与が見込まれる場合に、その相続等に際して、何とか、株式保有特定会社とならないようにしたい、と考えることは人情でしょう。ただ、そのことは、国税庁は想定済みであり、同通達189の冒頭部分に、要旨「評価会社が株式保有特定会社に当たるかどうかを判定する場合に、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が株式保有特定会社に当たる評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。」という「歯止め」が規定されています。

3. 2の「歯止め」規定の更なる検討

国税庁の担当者が執筆している大蔵財務協会発行「財産評価基本通達逐条解説」中の同通達189の「解説」において、2の「歯止め」に関し、株式保有特定会社該当の回避策の具体例として「課税時期直前に借入れを起こして総資産価額を膨らませる」ことが挙げられています。

これは典型例の例示であり、これに限らず、課税時期前に〈評価会社の資産構成の変動〉があり、その変動に〈合理的な理由〉がないと認められるものであれば、この歯止めに抵触するということです。「解説」が

挙げている例は分母を大きくすることですが、分子すなわち保有する株式の価額を小さくする(例えば、関連者等に買戻しを約束して保有株式の一部を一時的に譲渡する等)の操作も問題になりえます。

「解説」に挙げられている借入の例でいえば、その会社、つまり、相続税法上の評価上、株式保有特定会社への該当性が問題になっている会社が、**その額の借入を、その時点で行うことに、相続税(又は贈与税)の問題を離れて、必要性・合理性があるか、**ということです。借入以外の行為一般について当てはまる基準として使うなら、この〈その額の借入〉というところを〈その行為によるその額の資産構成の変動〉と置き換えればよいと思います。

借入の例で検討する場合、借り入れコストを負担して調達したその資金を、当該コストを回収したうえで十分な利回りが期待できる新たな投資のための資金や運転資金に使う・・・といった計画があり、実行されている事実があるか、ということです。それらがあれば、〈合理的な理由〉がある資産構成の変動でしょうが、それがなければ、〈合理的な理由〉がない資産構成の変動ということになります。

株式保有特定会社に該当するか否かにより、評価額に多額の影響がありますから、株式保有特定会社にきわどいところで該当していない会社(の株式)に対しては、税務署は当然大きな関心を寄せることになります。たとえば、ある会社の株式につき親族間で贈与があったとき、その前にその会社において何か非定常的な取引が行われ、その取引の前には株式保有特定会社であったものの、その後には(その取引による資産構成の変動の効果により)上記「1」で述べた割合が50%未満となって、株式保有特定会社でなくなっている場合、その取引はやはり目立ちます。だからと言って、直ちにその取引による「その変動はなかったもの」とされるわけではありませんが、税務署はその取引の合理性(事業上の必要性)について色々な方向から検討分析し、質問をしてくることはほぼ確実です。借入等で取り入れた資金であれば、その借入等の時点で合理性のある投資等の事業の用に支出する具体的な計画があり、借入の後、実際に借り入れた資金がそのための支出に充てられることが必要だと思われる。